



提供年月日：平成14年（2002年）9月18日

部局名：琵琶湖環境部

所属名：自然保護課

担当名：景観形成担当

担当者名：澤田、苗村、中嶋、柴宮

内線：3485

電話：077-528-3485

E-mail：dg00@pref.shiga.jp

.....

県民政策コメント制度に基づき滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方および滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案の修正について

滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）第9条の規定に基づき、滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方および滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案（修正後）を公表します。

記

1. 公表資料について

- (1) 県民政策コメント制度に基づき滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方
- (2) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案の修正

2. 条例要綱案の主な修正内容について

- (1) 前文を設け、条例要綱案の策定に至った背景や理念、その位置づけ等について明確にしました。
- (2) 基本計画の策定について、基本計画に「長期的な目標」を定めることとし、その策定に当たっては県民等の意見を反映することとしました。
- (3) 改造艇の航行について、禁止することとしました。
- (4) 不必要なエンジンの空ぶかし、他の利用者の騒音面での配慮、燃料の流出の防止への配慮について、努力規定を遵守義務に改め、併せて、燃料の流出の防止への配慮について、水道取水施設、えり等の湖上工作物への衝突等による燃料の流出防止義務と給油時の適切な方法による給油義務に区分し、内容を明確にしました。
- (5) 水鳥の生息地への配慮について、新たに設けました。
- (6) 平成18年（2006年）3月31日に所有されている従来型2サイクルエンジンの使用期限を、平成20年（2008年）3月31日までとしました。

3. これまでの主な経過について

- | | | |
|-------|-------|---|
| 平成13年 | 7月 | 琵琶湖適正利用懇話会設置 |
| | 9月 | 公聴会の開催（県下3ヶ所） |
| | 12月 | 公聴会の開催（県下2ヶ所） |
| 平成14年 | 3月20日 | 琵琶湖適正利用懇話会から知事への提言
『琵琶湖におけるレジャー利用のあり方』 |
| | 6月18日 | 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案の公表
県民政策コメントの実施（6月19日～7月18日） |
| | 9月 5日 | 琵琶湖のレジャー利用を考える～意見を聴く会の開催（大阪） |
| | 6日 | 琵琶湖のレジャー利用を考える～シンポジウムの開催（東京） |